

る村でなされていたような場合に、当該学生寮を生活の本拠と認めた(最大判昭29・10・20民集8巻10号1907頁)。「生活の本拠」である住所が選挙権の要件とされているのは、「一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるため」とされている(最判昭35・3・22民集14巻4号551頁)。

なお、本条は同一市町村に3ヵ月以上住所を有することを要件とするが、この期間には廃置分合によって消滅した市町村に住所を有した期間も通算され(公選9③)、期間の算定は市町村の廃置分合や境界変更があっても中断されることはない(公選9⑤)、また同一都道府県区域内の市町村への住所移動の場合には、この期間にかかわらず当

該都道府県の議会の議員および長の選挙権を有する(公選9④)。

5 欠格・停止

上の2~4の要件を満たす者は、さらに公職選挙法の定めるところに従って選挙権を有する。公職選挙法は、欠格事由を定め、これらに該当する者は選挙権を有さない(公選11①)。また同法に定める選挙に関する犯罪で処刑された者は選挙権を一定期間停止される(公選11②・252)。また政治資金規正法に定める一定の罪で処刑された者についても選挙権を一定期間停止される(政資28)。

[大田直史]

\$19

〔被選挙権〕

- 第19条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。
- ② 日本国で年齢満30年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。
 - ③ 日本国で年齢満25年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

1 本条の趣旨

本条は、普通地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権に関する基本的事項を規定する。本条は、被選挙権に関する基本的事項のみを定め、その詳細および欠格事由等については、公職選挙法(公選10・11・252)および政治資金規正法(政資28)が定めている。

2 被選挙権

(1) 被選挙権は、公職の選挙において候補者となり当選人となり得る資格とされ、最高裁の判例によれば「憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の1つと解すべきである」(最大判昭43・12・4刑集22巻13号1425頁)とされている。選挙権の場合と同様、日本国民以外にもそれが認められるか裁判で争われてきたが、裁判例には、最高裁判例(最判平7・2・28民集49巻2号639頁)を引用して憲法93条2項にいう「『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在

留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権及び被選挙権を保障したものということはできない」とするものがある(大阪地判平9・5・28判タ956号163頁)。

(2) 本条は、要件として、地方議会の議員について、当該議会の議員の選挙権を有することに加えて年齢満25年以上を、知事および市町村長について、日本国民であることに加えて、年齢満30年以上および25年以上をそれぞれ定めている。それらの職が「相当の知識や豊富な経験を必要」とすることがその理由とされている(内務省編『改正地方制度資料 第1部』(1947年)「地方制度改革関係答弁資料」1207頁)。さらに、知事について年齢満30年以上とされた理由としては、①独任制の機関である、②経験と学識等が要求される、③事務量、事務の性質、管轄区域の広さ等の点で市町村と異なる、④広汎な国家行政を司る等が挙げられていた(内務省編『改正地方制度資料 第1部』(1947年)「衆議院の東京都制の一部を改正する法律案外四件に関する委員会における議事経過」476~477頁、613~614頁)。

(3) 知事および市町村長については、当該地方公共団体に関する選挙権を有すること、すなわち当該区域内に一定期間住所を有すること、を要件

としていない。その趣旨は、ふさわしい人材を当該地方公共団体の枠を超えて広く内外に求めることがあるとされている(市町村長について、内務省編『改正地方制度資料 第1部』(1947年)「大臣答弁資料」

1276~1277頁、知事について、同「大臣答弁資料」1264頁)。

〔大田直史〕

第20条~73条 削除 (昭31法163)

\$19

別冊法學セミナー no.211

新基本法コンメンタール 地方自治法

2011年11月15日 第1版第1刷発行

発行元／株式会社日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話03-3987-8621【販売】 03-3987-8631【編集】

FAX00100-3-16

行人／佐藤敦正

印刷／凸版印刷株式会社

Printed in Japan © Nippon Hyoron-sha 2011



定価：本体4700円 +税

JCOPY ((社)出版者著作権管理機構 委託出版物)

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。

複写される場合は、そのつど事前に、

(社)出版者著作権管理機構

〈TEL:03-3513-6969, FAX:03-3513-6979,

E-mail:info@jcopy.or.jp〉 の許諾を得てください。

また、本誌を代行業者等の第三者に依頼してスキャニング等の

行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、
一切認められておりません。



9784535402478

ISBN978-4-535-40247-8



1929432047003

雑誌68130-76